

生駒市条例第 33 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 8 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護者等世帯」という。）である場合におけるこの表の適用については、B 階層の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は 0 円とし、C₁ 階層から C₆ 階層までの世帯及び C₇ 階層のうち市町村民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。

別表備考に次の 1 項を加える。

- 9 前 2 項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が B 階層から C₄ 階層までの世帯及び C₅ 階層のうち市町村民税の所得割額が 57,699 円以下の世帯（要保護者等世帯を除く。）の保育料の額は、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目は同表に定める括弧内の額、3 人目以降は 0 円とし、児童の属する世帯が要保護者等世帯であつて C₁ 階層から C₆ 階層までの世帯及び C₇ 階層のうち市町村民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯の保育料の額は、最年長

の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成28年度分の保育料から適用し、平成27年度分までの保育料については、なお従前の例による。